

しあわせ信州

## 信州農産物知的財産活性化戦略

平成20年10月  
(一部改訂:令和2年3月)



長野県農政部

# 目次

	ページ
第1章 知的財産活性化戦略の必要性	1
第2章 長野県の知的財産の現状と課題	2
1 長野県の知的財産の現状	2
(1) 知的財産権の取得状況	2
(2) 知的財産権に関する支援機関	3
2 長野県の知的財産の課題	3
(1) 知的創造サイクルの活性化	3
(2) 知的財産の戦略的活用	4
(3) 知的財産に関する啓発と支援	4
第3章 信州農産物知的財産活性化戦略	5
1 長野県における知的財産の基本的な考え方	5
(1) 戰略における知的財産の範囲	5
(2) 戰略における支援の対象	7
(3) 戰略の推進体制	7
2 知的創造サイクル（創造→保護→活用）の活性化	8
(1) 「創造」の方針	8
(2) 「保護」の方針	8
(3) 「活用」の方針	11
3 知的財産の活用による信州農産物の競争力強化（ブランド化）	12
(1) 推進方針	12
(2) 知的財産の創造と戦略的活用によるブランド化の推進	12
(3) 地理的表示保護制度や地域団体商標の活用による地域ブランドの推進	13
(4) 各種認定制度の活用によるブランド化の推進	13
4 農業者、農業関係者等への啓発と法令順守	13
(1) 啓発と法令順守	13
(2) 知的財産権の取得支援	13

## 第1章 知的財産活性化戦略の必要性

長野県は農産物（畜産物、水産物を含む）に関する品種や特許等の知的財産権を多く保有し、農業の発展に寄与してきた。

今日、農業・食品産業の国際化が進む中で、県育成のりんご品種「シナノゴールド」のように海外の生産者団体と商標「Y E L L O®」の使用許諾を結び、世界的な活用を図る事例が出てきている。また、果実など県産農産物の輸出が東南アジアを中心に拡大しており、今後県育成品種の海外での販売が増加することが見込まれる。

一方で、ぶどう品種「シャインマスカット」やイチゴ品種等、日本で育成された優良品種が海外に流出、栽培され、生産者の不利益につながる事案が多数発生している。

このような状況の中、知的財産権（育成者権、特許権、商標権等）の戦略的な活用及び権利侵害への対応を含めた広範な保護が求められている。

もともと農業技術は広く公開すべきものという考え方から、試験研究機関、農業関係者、農業者とも排他的権利（他人は使用してはいけないという権利）の設定には積極的ではなく、知的財産権に対する意識が希薄であった。

しかし、国内外における競争が激化する状況において、知的財産権は競争を勝ち抜くための有効な手段となりうることから、県自らが知的財産権の創造、保護及び活用を促進するとともに、農業者が行う知的財産権の保護及び活用に対しても必要に応じて支援を行うことが重要である。

また、種苗法改正などにより知的財産権の保護が強化されつつあるものの、一般的に知的財産に対する認識が浅く、知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより活力ある経済社会の実現を目指す施策展開と現実とのギャップが生じており、啓発が必要となっている。

国においては、産業活性化のために知的財産基本法を制定し、地方公共団体が知的財産の施策を策定し、実施する責務を有することとしており、各都道府県において知的財産戦略が策定されている。

農業分野では、農林水産省が平成18年2月に農林水産省知的財産戦略本部を設置して、知的財産に関する施策を戦略的・総合的に推進している。平成27年には、知的財産に関する施策を効果的かつ効率的に推進する観点から、新たに「農林水産省知的財産戦略2020」が策定され、平成28年には研究開発における知的財産の管理に関して「農林水産研究における知的財産に関する方針」が定められている。

本県では、平成20年10月に、知的財産の積極的な活用による、農産物の競争力強化（ブランド化）及び地域経済の活性化を目的として『信州農産物知的財産活性化戦略』を策定し、知的財産の創造、保護及び活用を推進してきたところであるが、この間の農業情勢や知的財産をめぐる状況の変化を考慮し、改訂を行うものである。

## 第2章 長野県の知的財産の現状と課題

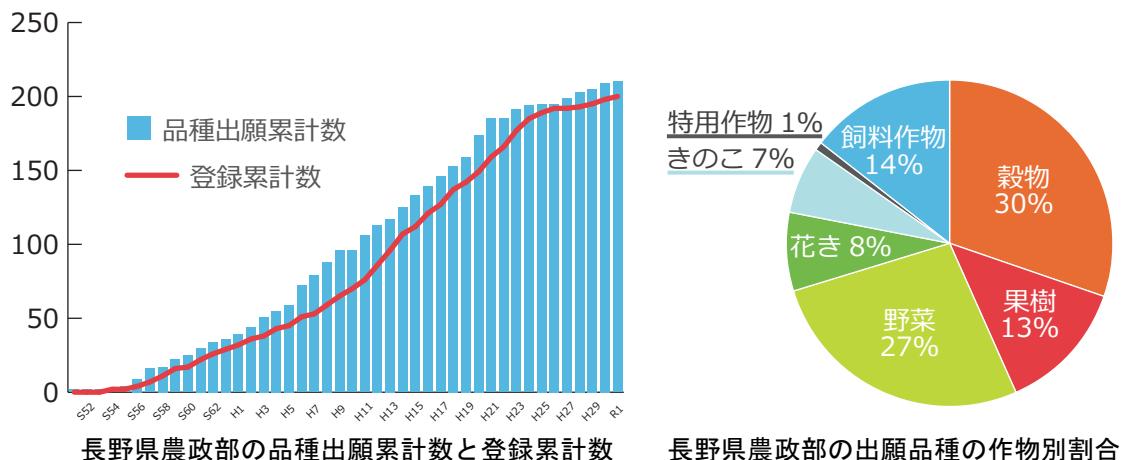
### 1 長野県の知的財産の現状

#### (1) 知的財産権の取得状況

##### ア 育成者権

昭和 53 年の種苗法改正から令和 2 年 1 月末までの長野県農政部による品種出願累計数と登録累計数は、それぞれ 210 件、200 品種となっている。長野県の農業関係試験場（以下、「試験場」という。）は、地方公設試験研究機関としては、全国でもトップクラスの品種開発力を備えている。

出願品種の作物別割合は、穀物（30%）、野菜（27%）、飼料作物（14%）、果樹（13%）、花き（8%）、きのこ（7%）、特用作物（1%）の順となっている。なお、昭和 53 年から平成 29 年度末までの全国の登録累計数は 26,744 品種で、平成 29 年度末現在、権利存続中の品種は 8,311 品種である。



##### イ 商標権

商標取得件数は、平成 20 年度以降に増加しており、取得件数は 27 件で、このうち、令和 2 年 1 月末の存続件数は 24 件である。これらの中には、「シナノゴールド」の海外販売に使用する国際商標「Y E L L O®」や、ぶどう品種「長果 G11」の果実販売に使用する国内商標「クイーンルージュ®」などがある。

長野県産農産物のブランド化に向け、必要に応じて国内外での商標の取得が求められる。



品種「シナノゴールド」



商標「Y E L L O®」

#### ウ 特許権

令和2年1月末までの長野県農政部による特許出願数は35件である。取得件数は18件で、このうち、存続件数は5件である。長野県農業者の優位性を確保するための技術については必要に応じた特許取得が求められる。

#### エ 地域団体商標、地理的表示(GI)

長野県内からは、地域団体商標9件、地理的表示2件が登録され、地域ブランドの保護が図られている。国内外におけるブランド価値の向上と地域活性化を図るため、地域団体商標や地理的表示の更なる活用が求められる。

### (2) 知的財産権に関する支援機関

知的財産権の保護及び活用をより進めるため、各種支援機関が設置されており、連携を図っている。

#### ア 長野県知財総合支援窓口

知的財産に関する相談に応じるため、一般社団法人長野県発明協会内に長野県知財総合支援窓口が設置されており、窓口支援担当者及び登録弁理士・弁護士の支援を受けることができる。

#### イ 長野県と日本弁理士会との知財支援協定

長野県は、知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のため、日本弁理士会と平成19年11月に支援協定を締結し、以降更新を続けている。日本弁理士会では、知的財産に関する普及啓発、相談会等を実施している。

#### ウ 植物品種保護戦略フォーラム

品種育成者権の保護を図るため、平成14年10月にフォーラムが設立された。会員が連携して、育成者権の保護に関する情報交換、調査、啓発活動を行っている。

#### エ 農林水産知的財産保護コンソーシアム

農林水産物・食品の知的財産面での保護強化を図ることを目的として、平成21年6月にコンソーシアムが設立された。海外の商標出願状況の監視、産地偽造品や模倣品調査等を行っている。県はコンソーシアムと連携し啓発のための研修会を開催している。

## 2 長野県の知的財産の課題

### (1) 知的創造サイクルの活性化

長野県農業の持続的発展を図るために、新品種・新技術等の開発が不可欠であ

り、開発をより促進するには知的創造サイクルを活性化させる必要がある。

知的創造サイクルとは、品種育成や技術開発により生み出された新品種・発明（創造）を育成者権や特許権などとして登録（保護）し、これら知的財産権を許諾して利活用を促進し（活用）、その許諾料等を資源として次なる新品種・発明を生み出す循環のことをいう。

知的創造サイクルを活性化するためには、「創造」、「保護」、「活用」の中で流れが悪い部分を改善し、全体の循環を良くする必要がある。

今日、「保護」においては知的財産権の取得に加え、取得した権利を侵害から守ることが重要となっている。また、循環を円滑に進めるためには、権利の「活用」を図るとともに、新品種や発明が生産現場で広く利用されることが必要である。このため、関係機関が協力し、積極的に普及を図ることが重要である。



## （2）知的財産の戦略的活用

農業の活性化、競争力の強化を実現するためには、新たに育成した品種や地域との結びつきが強い農産物のブランド化が必要であり、知的財産の活用を一層推進することが求められる。

知的財産の活用に当たっては、品目、品種の特性を考慮して育成者権、商標権、地理的表示等の活用を個々に検討するとともに、目的に合わせて、複数の知的財産権を組み合わせるなど戦略的な活用が必要である。

また、生産から販売を通じ総合的にブランド化を進めるため、農政部関係各課、営業局（本部）、関連団体が連携して知的財産の活用を図ることが必要である。

## （3）知的財産に関する啓発と支援

### ア 県内農業者への啓発活動

種苗法の改正等、知的財産権の保護が強化されつつあり、農業者同士の種苗の交換や自家増殖したほ場の譲渡など、今まで慣行的に行われていた行為も知的財産権の侵害と判断される状況にある。このため、法律の趣旨や権利保護の範囲等

について、農業者が正しい理解を得られるよう啓発活動を行う。

また、長野県の育成品種を権利侵害から守るとともに、本県農業者が他の公的試験研究機関、民間種苗業者等の育成品種を利用する際に、権利侵害が起きないよう継続的に啓発活動を行う。

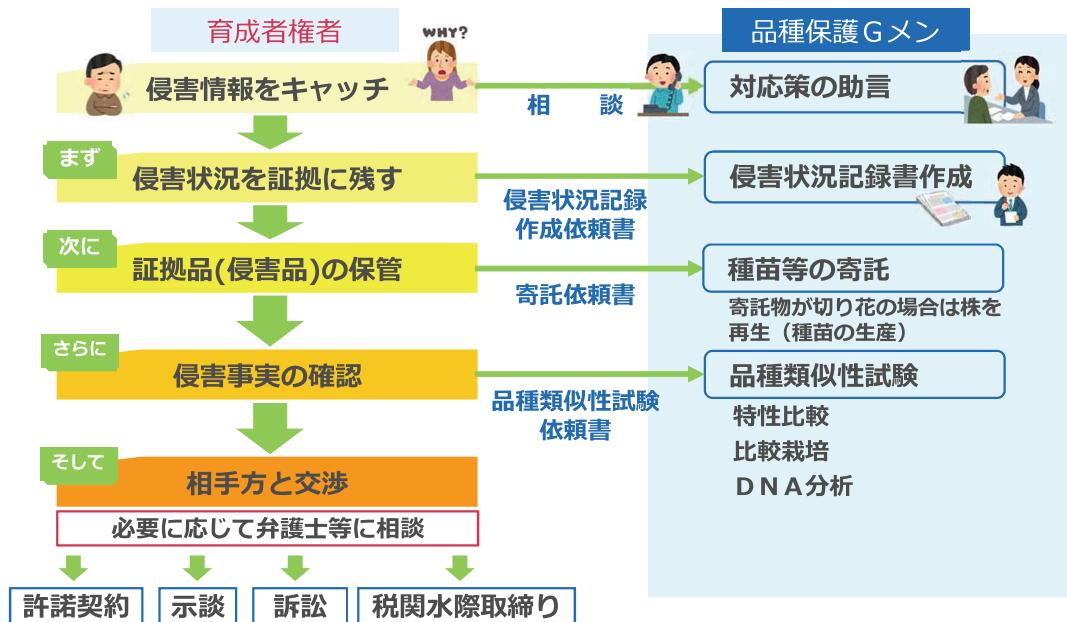
#### イ 農業者が行う知的財産権の取得支援

農業者が行う知的財産権の取得に対し、知的財産権の種類と内容により、関係機関と連携を取り、必要に応じて支援を実施する。

#### ウ 育成者権侵害に関する支援機関

種苗法に基づき新品種を登録することで、その品種の利用を独占する育成者権が与えられるが、育成者権は育成者自身が守らなければならない。このような育成者が行う権利保護の取り組みを支援する組織として、農研機構種苗管理センターに品種保護対策役（通称：品種保護Gメン）が設置されている。

あなたの登録品種が侵害にあったら・・・



出典：農研機構種苗管理センター  
品種保護Gメン業務の概要

品種保護対策役（通称：品種保護Gメン）

## 第3章 信州農産物知的財産活性化戦略

### 1 長野県における知的財産の基本的な考え方

#### (1) 戰略における知的財産の範囲

##### ア 知的財産権

知的財産権は下図に示したとおりであるが、この戦略で取り組む知的財産権は育成者権（種苗法）、特許権（特許法）、実用新案権（実用新案法）、意匠権（意匠法）、商標権（商標法）、地理的表示（G I 法）とし、必要に応じて他の知的財産権にも取り組む。

試験場で開発した品種及び特許化が可能な技術については、権利化を図る。

#### 創作意欲を促進

##### 知的創造物についての権利等

###### 特許権（特許法）

- 発明を保護

###### 実用新案権（実用新案法）

- 物品の形状等の考案を保護

###### 意匠権（意匠法）

- 物品のデザインを保護

###### 著作権（著作権法）

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護

###### 回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護

###### 育成者権（種苗法）

- 植物の新品種を保護

###### 営業秘密（不正競争防止法）

- ノウハウや顧客リストの盗用等、不正競争行為を規制

#### 信用の維持

##### 営業上の標識についての権利等

###### 商標権（商標法）

- 商品・サービスに使用するマークを保護

###### 商号（商法）

- 商号を保護

###### 商品等表示（不正競争防止法）

- 周知・著名な商標等の不正使用を規制

###### 地理的表示（G I 法）

- 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている产品的名称を保護

#### 長野県農政部が関わる知的財産権

出典：特許庁ホームページ  
一部改変

#### 知的財産権の概要

##### イ 試験場、農業生産現場等で生み出された技術、ノウハウ等

試験場で開発した技術には、権利化する技術のほかに、権利化せず農業者に広く提供する技術や試験場内で利用している技術がある。例えば、県オリジナルりんご品種の高密植栽培技術等は、本県りんごの安定生産に寄与する技術として農業者に広く公開している。このように、権利化はされていないが、広く公開されている技術も知的財産の一つである。



「シナノゴールド」と「シナノスイート」の高密植栽培

また、農業生産現場では、かん水、施肥管理等の生産技術やノウハウは権利化せず地域で共有し農業の発展に貢献してきた。これらも保護すべき知的財産であるとの認識に立ち、権利化や秘匿化の検討も含めて適切な活用を進めていく。

## (2) 戦略における支援の対象

### ア 対象者

本戦略の支援対象者は、長野県に在住する農業者又は関連する農業関係者とする。その他団体、企業等農業に関わる者に対しては具体的な要請を受けて対応する。

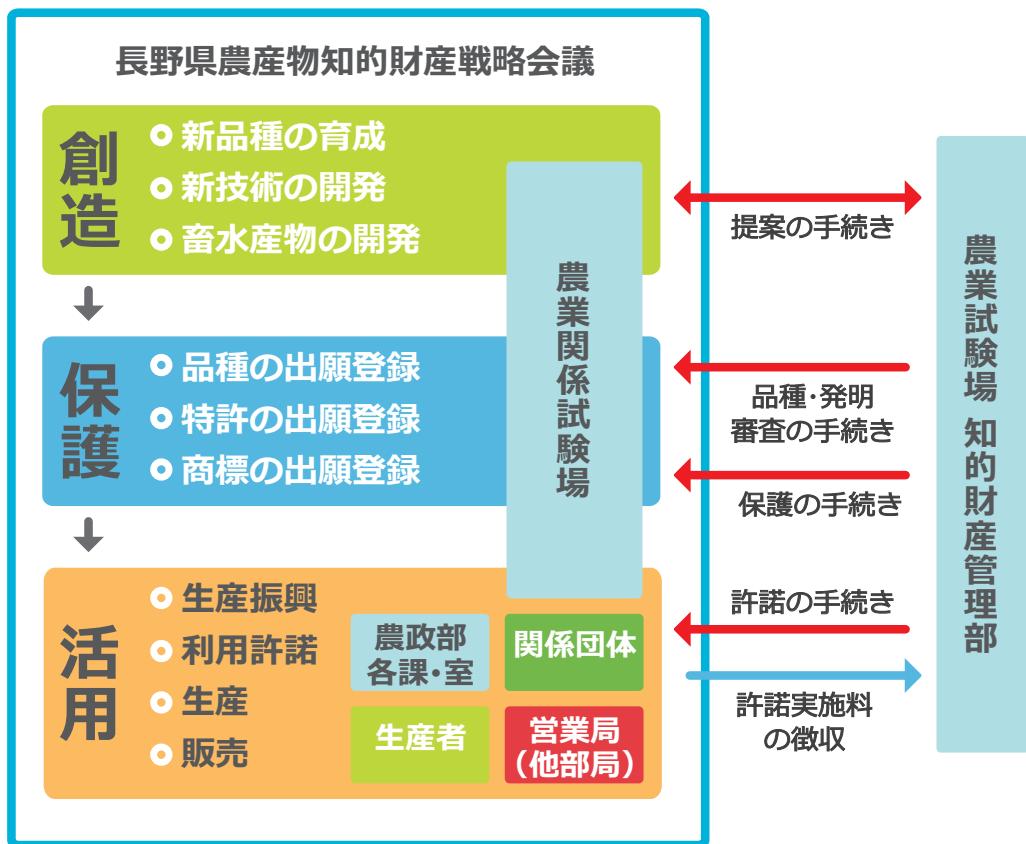
### イ 対象とする知的財産

本戦略の対象とする知的財産は、対象者が種苗、農業技術、農産物、農産加工品、データ等に関して創造したものとする。

## (3) 戰略の推進体制

農政部が扱う知的財産について戦略的な活用と適切な管理を図るために、「長野県農産物知的財産戦略会議」を設置する。本会議では、知的財産の創造、保護及び活用の戦略的な推進方法等を審議し決定する。

また、本会議の運営は農業試験場知的財産管理部と農業技術課が各課と調整して行う。



知的財産の創造、保護及び活用に係る推進体制

## 2 知的創造サイクル（創造→保護→活用）の活性化

### （1）「創造」の方針

ア 長野県は穀物、果樹、野菜・花き・菌茸、畜産、水産等、作物ごとに専門試験場がある。農業現場に必要で専門性の高い技術や、多様なニーズに対応した新品種の開発を進める。ニーズの把握においては、農業現場、消費者、加工業者等を含めた広範な実需者からの意見を考慮する。

イ 試験場で開発する技術の実用化を目指し、民間会社、大学、試験研究機関との産学官共同研究の促進を図る。また、開発する技術の権利化の可能性について先行調査を行うとともに、権利化するための制度の理解等、研究者個々の資質向上を図る。

ウ 研究者のインセンティブを高めるために育成者・発明者の補償金の見直しを行う。

エ 農業者等が保有する新技術、新品種を発掘し、その有効性を適切に判断するとともに、必要に応じて権利化を支援する。権利化に至らないノウハウや栽培データ等は、技術、情報の流出を防止するため、個々に必要な対応を勧める。

### （2）「保護」の方針

試験場で新たに創造した知的財産は、その特性、内容等により、個々に保護の方法を定める。試験場が育成した品種（以下「職務育成品種」という）等に関する重要事項については、長野県職務育成品種審査会で審議し決定する。勤務発明等に関する重要事項については、長野県勤務発明審査会農政部会で審議し決定する。

#### ア 育成者権に関する方針

(ア) 職務育成品種のうち、農業生産振興上の必要性や普及性の高いものは品種登録し、育成者権で保護する。普及地域や普及面積が限られるものは、関係する機関・団体等と保護方法について検討する。

(イ) 職務育成品種のうち、海外での販売が想定され、輸出力強化につながる優良な品種は、輸出対象国等において品種登録により保護する。

(ウ) UPOV条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）で国内において登録出願した品種が他国で登録出願するまでの期限が定められているので、期限内に海外で品種登録ができるよう配意する。

## UPOV 条約

### 第三章 育成者権の付与のための条件

#### 第五条 保護の条件

##### (1) [満たされるべき要件]

育成者権は、次の要件を満たしている品種について与えられる。

- (i) 新規性
- (ii) 区別性
- (iii) 均一性
- (iv) 安定性

#### 第六条 新規性

##### (1) [要件]

品種は、育成者権の出願日においてその種苗又は収穫物が次に掲げる日前に育成者により又はその同意を得て当該品種の利用を目的とした他の者への販売その他の譲渡がされていない場合には、新規性があるものとする。

- (i) 出願がされた締約国の領域において、出願日から一年さかのぼった日
- (ii) 出願がされた締約国の領域以外の領域において、出願日から四年さかのぼつた日。ただし、樹木及びぶどうについては、六年さかのぼった日

#### イ 商標権に関する方針

- (ア) 職務育成品種のうち、特に優良で、戦略的に権利保護が必要なものは、品種登録に加えて商標登録により名称を保護する。また、長野県の農産物の輸出を促進するために、必要に応じて輸出対象国等において商標登録して保護する。



品種「長果 G11」

国内商標「クイーンルージュ®」、海外商標「妃紅提®」



品種「シナノパール」

商標「麗玉®」

- (イ) 県で育成した農産物には「信州黄金シャモ」、「信州大王イワナ」のように種苗法、特許法で保護できないものがある。これらは商標登録と許諾契約に基づき保護する。また、関連する技術を一定期間県内限定として保護する。



商標「信州黄金シャモ®」



商標「信州大王イワナ®」

- (ウ) ブランド化を推進する各種認定制度に用いる標章は、農業生産振興上の必要性や普及性を考慮し、商標登録により保護する。
- (エ) 地域と結びつきが強い農産物や、品種登録できない在来品種でブランド化を図るものについては、地域団体商標や地理的表示保護制度により保護する。

#### ウ 特許権等に関する方針

試験場において得られた成果のうち、農業生産振興に有益で、権利を取得し利用することで普及が見込まれる発明や意匠は、特許権、実用新案権、意匠権を取得し保護する。

##### (ア) 特許権を取得する技術

試験場が開発する技術で製品化しなければ普及しない技術については、製品化できる企業とともに共同研究を進め権利化を図る。また、画期的な発明も権利化を図る。

##### (イ) 特許権を取得しない技術

###### a 社会全体で成果を共有すべき技術

農業現場で既に取り組まれている技術の科学的解明やその改良に関する研究成果は、権利化せずに普及組織を通じて普及や論文等で公表し、より活用を促進する。

###### b 利用範囲が極めて限定的な技術

試験研究機関のみが利用する等、利用範囲が極めて限定的である研究成果は原則として権利化は行わない。

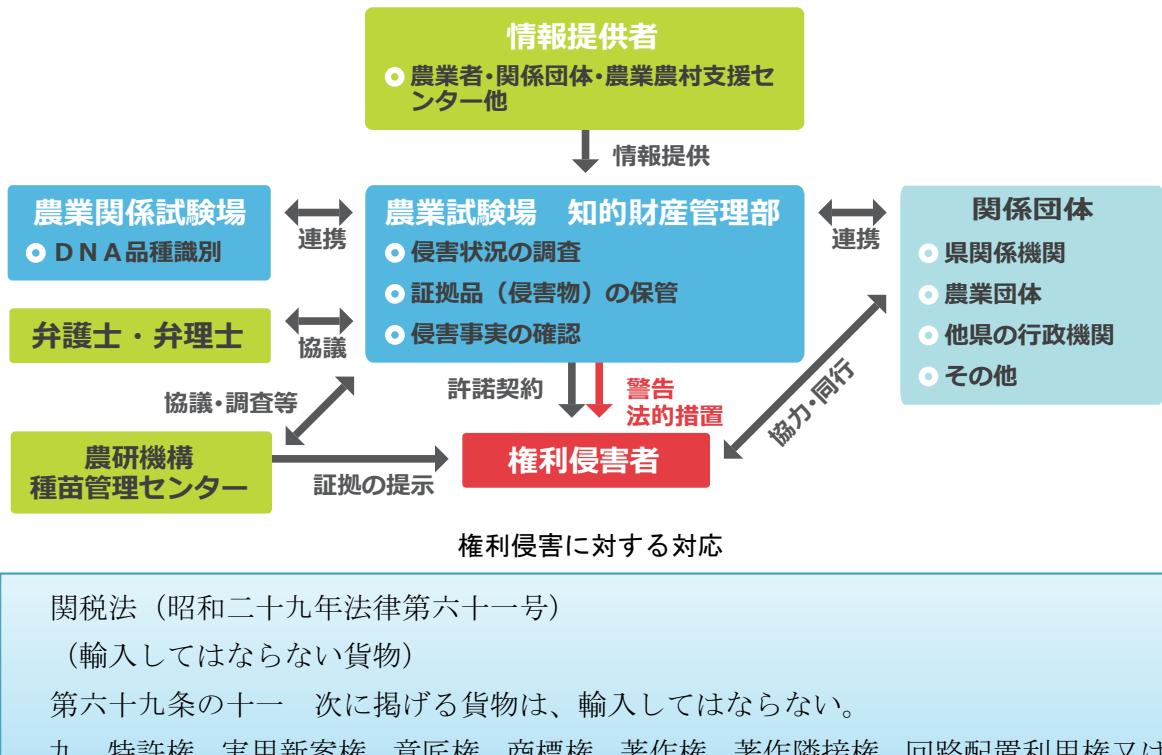
###### c 方法特許

手順、やり方等の方法特許は侵害されても証明が難しいことを念頭におき、それでも権利化が必要な発明は特許を取得する。権利化しない場合は広く公表するか、秘匿の必要性があれば秘匿する。

#### エ 権利侵害に対する方針

- (ア) 職務育成品種に対する育成者権の侵害については、侵害事例やその対応方法、品種識別法等の情報収集を進め、関係機関と連携して対応する。

- (イ) 権利侵害への対応は県を越えた監視が必要であるため、農産物知的財産権保護ネットワーク、農林水産知的財産コンソーシアム等に参加し、情報を収集する。なお、権利侵害に対しては、法的措置を含め対応する。
- (ウ) 職務育成品種が海外に流出し、日本に逆輸入される等、海外からの侵害も想定される。これに対してDNA等による品種識別技術の開発や、国、他の都道府県との情報交換を密にし、早期に侵害事実を発見するとともに、関税法に基づき輸入を差し止める。



### (3) 「活用」の方針

ア 新たに育成された職務育成品種は、品種の特性や振興方針により、品種ごとに品種登録の要否、許諾要件等を検討し、オープン・クローズ戦略\*を含め戦略的な活用を図る。

イ 試験場等が研究開発した技術等の試験研究成果は、ホームページ上で原則公開とし、利用を促進する。また、広く公開することにより、新たな共同研究の締結や新技術の開発を促す。

県内農業生産振興に寄与する栽培技術等を権利化した場合は、関係団体や企業と連携して有効活用を図る。

**オープン・クローズ戦略**: 所有する知的財産について、公開する（オープン）か、秘匿化する（クローズ）かを検討、選択する事。本冊では、品種の利用を許諾する（オープン）、許諾しない（クローズ）かを検討、選択する事も含む。

ウ 許諾実施料は、新たな技術開発や新品種育成が円滑に進むよう適宜見直す。この際、品目や品種、栽培方法、許諾地域等を考慮する。

エ 許諾実施料等、許諾に関する事項（許諾実施方針）は、種苗法等関連する法制度の改正に合わせて適宜見直す。

### 3 知的財産の活用による信州農産物の競争力強化（ブランド化）

#### （1）推進方針

長野県食と農業農村振興計画等に基づき、農政部関係各課、営業局（本部）等関係機関が連携し、品目や品種に応じて様々な角度からブランド化の推進を図り、販路も開拓する。

#### （2）知的財産の創造と戦略的活用によるブランド化の推進

ブランドの礎となる新品種開発を促進するとともに、県内での産地育成を優先する職務育成品種は、一定期間県内限定の栽培とする。

果樹など販売戦略上有利な品目、品種は、種苗法で品種を、商標法でその名称を併せて権利化し、ブランドを確実に保護する。また、輸出力強化につながる優良な品種は、輸出対象国等での権利保護を図るために、品種登録、商標登録を進める。



品種「シナノゴールド」の「Y E L L O®」ブランドでの海外展開

また、酒米やそば等、加工原料として使用される品目については、実需者のニーズをとらえ、産業界全体での活用を図るものについては商標を用いてブランド化を図る。



商標「信州ひすいそば®」



酒米品種「山恵錦」

### （3）地理的表示保護制度や地域団体商標の活用による地域ブランドの推進

地理的表示保護制度や地域団体商標等は、各知的財産が持つ役割やメリットを生かして活用する。これら地域ブランドの推進にあたっては、品目や生産者・団体等の意向に最も適した制度の選択・取得に向けた支援を行う。



地理的表示保護制度、地域団体商標「市田柿」



地域団体商標「信州サーモン」

### （4）各種認定制度の活用によるブランド化の推進

- ア 機能性表示食品制度は、他の知的財産と組み合わせて活用し、ブランド力の向上を図る。
- イ 長野県産農産物のうち、一定の基準を満たしたものは、県で認定し、ブランド化を進める。現在ある認定制度としては、「長野県原産地呼称管理制度」、「信州プレミアム牛肉」、「信州の伝統野菜」等がある。

## 4 農業者、農業関係者等への啓発と法令順守

### （1）啓発と法令遵守

- ア 農業者及び農業関係者に対し、知的財産に対する指導の重要性について、意識付けや知識を高めるための研修会等を開催する。研修会の開催にあたっては、一般社団法人長野県発明協会や日本弁理士会等と協力する。
- イ 普及指導員や農業関係者が生産現場等において知的財産権の遵守に関する指導を効果的に行うため、具体的な事例収集に努める。
- ウ 事例を用いた研修会の開催や、パンフレットの作成・配布などにより早急に啓発を図る。

### （2）知的財産権の取得支援

- ア 農業者への知的財産権取得支援は、主に種苗法に関する指導・助言とし、その他の知的財産権に関する事案についてはアドバイス可能な支援機関の紹介など情報提供を行う。

- イ 他者が権利化したために、その工夫や努力をした農業者、地域等が意図しない不利益を受ける可能性もある。このような事態を防止するため、農業現場における技術・ノウハウは公表するか、必要に応じて権利化あるいは秘匿化するかを助言する。
- ウ 長野県農業試験場知的財産管理部では、農業農村支援センターへのアドバイスと、必要に応じ直接農業者へ指導・助言を行う。「農業者への啓発」、「農業者への知的財産権取得支援」は各農業農村支援センターが行う。
- エ 農業試験場知的財産管理部は、長野県が開発した品種や技術の知的財産権を取得し、適切に管理するとともに、長野県が所有する知的財産権に対して権利侵害が発生した場合の対応等を行う。

